

改正活動火山対策特別措置法の施行(平成27年12月)

警戒避難体制の検討全般にわたり、どのような火山現象が想定されるかなど専門的見地から助言を行うため、火山現象に関し学識経験を有する者の協議会への参画を規定(第4条)



各火山防災協議会において科学的知見に基づいた防災対策の検討をより一層推進するためには、

- ・火山防災協議会に参画する火山専門家等の横の連携を深め、課題や教訓を共有
- ・火山専門家等と関係各府省庁の防災担当者等が火山防災対策に関する施策について意見交換する等、火山防災対策の取組を進める官学が連絡・連携する場を設けることが有効



「火山防災協議会に参画する火山専門家等の連絡・連携会議(仮称)」を設置。平成28年度中に第1回を開催し、以後も年1回ないし隔年程度での定期的な開催を予定

○事務局

内閣府(防災担当)、消防庁、文部科学省、国土交通省砂防部、気象庁

なお、会議の開催に当たっては、日本火山学会火山防災委員会および砂防学会とも連携

○参加者(予定)

火山防災協議会に参画している火山専門家等、火山防災エキスパート、関係府省庁担当者 など

(参考)中央防災会議 防災対策実行会議 火山防災対策推進ワーキンググループ報告

「各火山防災協議会において科学的知見に基づいた防災対策の強化をより一層推進していくため、火山防災協議会に参画する火山専門家が連絡・連携する場を設置すべき」